

# 利用料金表（短期入所療養介護）



平成29年4月1日現在

## ◆介護保険費用

(円 = 1 単位 × 10.45 × 0.1)

(注) 一部の方は自己負担が2割になります。

◎要介護・要支援の認定を受けている方に「介護保険負担割合証」が発行されます。

### ※老健短期入所療養介護費 (I) (i) or (iii)

	従来型個室		多床室	
	単位/日	円/日	単位/日	円/日
要支援1	575	601	608	635
要支援2	716	748	762	796
介護度1	750	784	823	860
介護度2	795	831	871	910
介護度3	856	895	932	974
介護度4	908	949	983	1,027
介護度5	959	1,002	1,036	1,083

### ※その他加算

	単位/日	円/日
・夜勤職員配置加算	24	26
・個別リハビリテーション実施加算 (実施日のみ)	240	251円/回
・送迎加算	184	193
・認知症ケア加算 (3Fフロアのみ)	76	80
・認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	209
・緊急短期入所受入対応加算	90	95
・若年性認知症利用者受入加算	120	126
・重度療養管理加算	120	126
・療養食加算 (提供者のみ)	23	25
・緊急時治療管理	511	534
・サービス提供体制強化加算 (I)	18	19
・介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数 × 0.039	

## ◆滞在費・食費

◎利用者負担段階第1～3段階の方は、市町村に申請する事によって「負担限度額認定証」が発行されます。この認定証を施設にご提示頂く事によって、「滞在費・食費」の支払額が、各段階の負担限度額まで軽減されます。

### ※滞在費

	従来型個室	多床室
	円/日	円/日
第1段階	490	0
第2段階	490	370
第3段階	1,310	370
第4段階	1,640	370

### ※食費

(朝食310円・昼食650円・夕食580円)

	円/日
第1段階	300
第2段階	390
第3段階	650
第4段階	1,540

## ◆保険外費用

	円/日
・日用品費 (共有部分における石鹸・シャンプー・リンス・ティッシュ等)	200
・教養・娯楽費 (レクリエーション・クラブ活動・新聞・雑誌等)	150

(注) 特別な行事などの場合は別途実額徴収あり

### ※その他のサービス費用 (希望者のみ)

・特別な室料 (2階従来型個室に適応) 《税込み》	1,620 円/日
・居室テレビ利用料 (2階従来型個室を除く) 《税込み》	216 円/日
・理美容サービス・メイク	2,060 円/回
・カラー&カット・パーマ&カット	5,140 円/回
・電気使用料 (電気毛布、加湿器など個人的なコンセント使用機器1個につき) 《税込み》	108 円/日
・貴重品管理費 (独居等の方) 《税込み》	1,080 円/月
・診断書作成料 (採血やレントゲン等の検査項目のない物) 《税込み》	2,160 円/回
・診断書作成料 (採血やレントゲン等の検査項目のある物) 《税込み》	10,800 円/回
・文書料 《税込み》	1,080 円/回

### ●日額利用料の目安

(保険費用) + (滞在費) (食費) + (保険外費用) × 日数 = 合計

【           】円 + 【           】円 + 【 350 】円 × 【 泊 日 】 =           円

## ◆高額介護サービス費

1ヵ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が一定の限度額を超えた時、申請により、高額介護サービス費として支給されます。

平成29年8月から、高額介護サービス費について、一般世帯の方の限度額が引き上げられます。

第1段階	・生活保護受給の方	個人	15,000円
	・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護受給者とならない場合	世帯	15,000円
第2段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の方	個人	15,000円
		世帯	24,600円
第3段階	市民税非課税世帯で公的年金等収入額+合計所得金額が80万円以下の方	世帯	24,600円
第4段階	市民税非課税世帯で公的年金等収入額+合計所得金額が80万円を超える方	世帯	24,600円
第4段階	一般世帯（下記以外の市民税課税世帯）（注1）	世帯	44,400円
	現役並み所得相当の方がいる世帯（注2）	世帯	44,400円

・負担上限額は一世帯あたりです。一世帯に2人以上の要介護者がいる場合でも利用者負担上限額は変わりません。

（注1）ただし、利用者負担割合が1割の方のみの世帯については、平成32年7月までは、年間負担額が446,400円を超える場合、その超えた部分が高額介護サービス費として支給されます。

（注2）現役並み所得相当とは、同一世帯に65歳以上で市民税の課税所得金額が145万円以上の方がおられ、世帯内の65歳以上の方の収入の合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の世帯を指します。

## ◆居住費・食費の負担軽減

第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税世帯の方
	生活保護受給者の方
第2段階	世帯全員（※）が市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が年額80万円以下の方
	かつ、本人の預貯金等の合計額が1,000万円以下 （配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円以下）の方
第3段階	世帯全員（※）が市民税非課税世帯で第2段階に該当しない方
	かつ、本人の預貯金等の合計額が1,000万円以下 （配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円以下）の方
第4段階	市民税課税世帯の方（上記以外の方）

（※）配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。

◎利用者負担段階第1～3段階の方は、市町村に申請する事によって「負担限度額認定証」が発行されます。

この認定証を施設にご提示頂く事によって、「居住費・食費」の支払額が、各段階の負担限度額まで軽減されます。

※平成28年8月から非課税年金（遺族年金・障害年金）も収入として算定されます。